議員提出議案第21号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和2年3月16日

提出者 秩父市議会議員 本 橋 貢

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 新井重一郎

同 出浦章恵

同 清野和彦

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、 4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通 機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱 体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面 している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過 疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域 の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、強く求めるものである。

記

- 1 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
- 2 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育 て支援等の施策を推進すること。
- 3 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域 的な事業による対応も含めて推進すること。
- 4 過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政 支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月16日

秩父市議会議長 木 村 隆 彦

議員提出議案第22号

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和2年3月16日

提出者 秩父市議会議員 大久保 進

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 新井重一郎

同 出浦章恵

同 清野和彦

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、 就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40~64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員を 配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。ま た、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財 政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもり サポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居 場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保、さらには家族 に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
- 3 「8050 問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、 「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的 に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月16日

秩父市議会議長 木 村 隆 彦

内閣総理大臣 様厚生労働大臣 様

議員提出議案第23号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和2年3月16日

提出者 秩父市議会議員 出 浦 章 恵

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 新井重一郎

同 大久保 進

同 清野和彦

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活に支障をきたし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな要因になっている。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少によって、 鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。

わが国の難聴者率は欧米諸国と大差がないにもかかわらず、補聴器使用率は難聴者 1,430 万人 のうち 14.4%の 210 万人(「日本補聴器工業会」調べ)にすぎず、欧米諸国に比べて極端に低く なっている。これは、難聴を「医療」のカテゴリーでとらえて補助制度がある欧米に比べ、わが 国は「障害者」のカテゴリーでとらえて補聴器購入に対する補助対象を絞り込んでいるためである。

国の補助対象は身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、障害者手帳を持つ両耳の 平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者に限られている。一方、補聴器の値段は 片耳だけで3万~20万円、両耳だと40万円、50万円にもなり、保険適用がないため全額自己負 担となっている。

このため、わが国でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対する助成制度が実施されているところである。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過すことができ、高齢者の社会参加の促進、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられる。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月16日

秩父市議会議長 木 村 隆 彦

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

財務大臣様

議員提出議案第24号

消費税率5%への引き下げを求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和2年3月16日

提出者 秩父市議会議員 桜 井 均

賛成者 秩父市議会議員 出 浦 章 恵

消費税率5%への引き下げを求める意見書

昨年10月から消費税10%への増税で、国民の暮らしと経済は大変な状況におかれている。家計消費は前年比で2か月連続のマイナス、景気動向指数は4カ月連続の「悪化」、日銀の世論調査でも個人の景況感は6年連続で悪化し、5年ぶりの低さである。実際に、売り上げの低迷や複数税率による事務負担の増加などに耐えられず、閉店するスーパーや小売店があいついでいる。

政府は昨年12月に、総額26兆円、財政支出13兆円もの「景気対策」を発表したが、消費税増税で景気を悪化させ、景気対策と称して国債を増発して財政を悪化させるという出口のない悪循環に陥っているのが現状である。

消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど極めて不公平な税制である。日本経済を再生させるには、国内総生産(GDP)の約6割を占める個人消費が活発になることが不可欠である。そのためには、消費税の減税で国民の負担を減らし、最低賃金の引き上げや社会保障の拡充で暮らしを応援することである。

財源は、450 兆円近い内部留保を蓄え、巨大なもうけをあげる巨大企業や、株で大儲けしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せる。また、米国製兵器の大量購入や不要不急の大型公共工事に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など、暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながる。

よって国においては、消費税率を第二次安倍晋三政権発足前の5%に引き下げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月16日

秩父市議会議長 木 村 隆 彦

内閣総理大臣 様財 務 大 臣 様

議員提出議案第25号

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和2年3月16日

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書

昨年12月19日、政府の「全世代型社会保障検討会議」が「中間報告」をまとめた。その中で、75歳以上の高齢者医療の負担について「負担能力に応じたものへと改革していく」とし、「一定所得以上」の人は「医療費の窓口負担割合を2割」とすること、「団塊の世代」が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう法制上の措置を講ずるとしている。

全国後期高齢者医療広域連合協議会は昨年6月6日に、「後期高齢者医療制度に関する要望書」 を政府に提出し、「制度の骨幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から現状維持に 努めること」と表明している。また、全国老人クラブや医療関係団体からも負担増についての検 討中止を求める意見が相次いで出されている。

窓口負担増が実施されれば、高齢者の生活はますます苦しくなってしまう。高齢者の所得の 8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活している。その公的年金も減らされ 続けて、1996年の公的年金の平均支給額は年約210万円から2016年には約180万円へと15%も 減っている。さらに、高齢者の貧困化の深まりで、生活保護を利用している高齢者世帯は、安倍 晋三政権下で1.2倍以上に増えている。これ以上の負担増は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢 者の暮らしといのち、健康を守るうえで大きな影響を及ぼしかねない。

よって国おいては、後期高齢者の医療費窓口負担の現状を維持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月16日

秩父市議会議長 木 村 隆 彦

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

議員提出議案第26号

非正規滞在者の収容に期間の上限を設けるとともに、人権条約に適合する 方法で出国が困難な外国人の問題の解消を図ること等を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和2年3月16日

提出者 秩父市議会議員 清 野 和 彦 賛成者 秩父市議会議員 新 井 重一郎 田 浦 章 惠

非正規滞在者の収容に期間の上限を設けるとともに、人権条約に適合する 方法で出国が困難な外国人の問題の解消を図ること等を求める意見書

近時、多数の非正規滞在者が極めて長期にわたり収容され続けている。長期収容の原因として、 出入国管理及び難民認定法上、退去強制令書による収容について収容期間が明記されていないと いう問題が根本にあり、また、収容の要否等に裁判所の審査が介在せず、行政庁内で手続が完結 していることがある

2019年5月頃に始まった長期収容に抗議する大規模なハンガーストライキでは、大村入国管理センターにおいて「サニーさん」と呼ばれる40歳代のナイジェリア国籍の男性が飢餓死する痛ましい事件が発生した。サニーさんは、2015年11月に収容されたが、日本人女性との間に子どもがおり「出国すると子どもに会えなくなる」と述べていたという。

日本の収容制度は、国連機関から収容を可能な限り短い期間に留め、退去強制までの収容に最長期間を設定することや収容に代わる手段を利用することを勧告されている。

我が国は、難民条約をはじめとする各種の人権条約に加入し、難民の保護、外国人の家族生活等、人権を保障することを国際社会に向けて公約している。出国困難者の解消は、人権条約に適合した形で対処すべきであり、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 外国人の退去強制令書による収容に関し、収容期間の上限を出入国管理及び難民認定法に明記すること。
- 2 様々な事情で出国が困難な外国人の問題の解消は、難民の適切な保護、適正な在留特別許可 その他人権条約に適合する方法で図ること。
- 3 上記の解消策の対象にも含まれない出国困難者については、働き手として正面から受け入れるアムネスティの実施を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月16日

秩父市議会議長 木 村 隆 彦

内閣総理大臣 様法 務 大 臣 様

衆議院議長 様

参議院議長 様

議員提出議案第27号

秩父市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように 提出します。

令和2年3月16日

 提出者
 秩父市議会議員
 浅
 海
 市

 費成者
 秩父市議会議員
 清
 野
 和
 彦

 同
 口
 上
 林
 京
 市

 同
 日
 出
 岩
 秀
 之

 同
 日
 田
 新
 井
 重一郎

大久保

進

同

秩父市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

秩父市議会議員政治倫理条例(平成17年秩父市条例第269号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項並びに第3条第3号及び第5号中「地位」を「立場」に改める。

第4条中「添えて」の次に「、議員2人以上の連署をもって」を加える。

第5条第2項中「10人」を「7人」に改める。

第6条に次の1項を加える。

6 当該議員は、第4項の文書を受け取った場合は、受け取った日から14日以内 に限り、弁明書を提出することができる。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

議員倫理のさらなる向上を図るとともに、文言整理等、所要の改正を行いたいため。